

令和7年第9回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年9月30日（火）午後1時58分から午後2時40分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	宮坂 征憲
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番	今井 久夫
8 番	高林 敬子

6. 議 事

- ・議案第33号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ・議案第34号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について

7. 会議の概要

【開会 午後1時58分】

高林会長代理 定刻前ですが、これから令和7年第9回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は伊藤委員が遅刻するとのことですが、過半数出席していますので、本総会はここに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、8番 高林 敬子 委員 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第33号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきまして上程をいたします。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

後藤主任 議案第33号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明させていただきます。

本年度に入り、全国で農業委員会関係者による不祥事が続けて発生しておりまして、具体的には、委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、また事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しているとのことであります。今後、このような不祥事が発生しないよう、農業委員会総会等において「法令遵守、綱紀保持の徹底」を図るよう、全国農業会議所及び、長野県農業会議より依頼がありました。

つきましては、農業会議より例示があった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を読み上げて提案させていただきます。

〔「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を朗読〕

以上が申し合わせ決議（案）です。なお、申し合わせ決議中に記されております農業委員会法第31条及び、33条の条文を参考に付けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、議案第34号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は駒沢地区です。山崎委員よろしくお願いします。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸駅からさらに南へ800mほど下った右側に位置します。県道に接しており、JR中央本線と挟まれたところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請地の隣には半世紀ほど前まで譲渡人の実家がありまして、現在は空き家となっております。譲渡人は現在松本市在住で、こまめに通って野菜を作っておりましたが、高齢となり、実家の隣に住んでいる譲受人に所有権移転売買をすることになりました。現地調査には、譲渡人と譲受人双方が立ち会いました。境界は、県道側は諏訪建設事務所との立会い済みで、金属プレートが入っております。また、北側は民家がありますが、コンクリート擁壁とブロックで明確になっております。申請地の隣接農地は譲渡人がまだ耕作しておりますが、近い将来、譲受人が買い取るという話がついていてとのことで、あえて境界杭は入っておりません。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は上浜地区です。清水委員よろしくお願いします。清水委員の説明の前に事務局から説明をよろしくお願いします。

後藤主任 事務局から最初に申請内容の概要を説明させていただきます。

3条No2の申請地の現況は、譲受人の畑上の脇を走るU字溝が入った農業用排水路です。公図を見ていただくと公図上は筆が複数に分かれて複雑になっていますが、実際には△△・▲▲・▽▽、それから申請地の○○・●●で1枚の畑になっています。

昭和45年に、周辺一帯が宅地開発され土地の入れ替え等を行ったため、登記上複雑になっているようですが、今回は1枚の畑の所有を譲受人へ整理するための申請です。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この説明に基づいて清水委員よろしくお願ひします。

清水委員 説明いたします。この案件は上浜地区で、申請地の概略の位置は、県道岡谷下諏訪線を下諏訪方面に進み、諏訪信用金庫 田中町支店を左折、JR 高架下との中間地点に位置します。工場や住宅が混在して、田畑が少し残るくらいです。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲受人が立ち会いました。先程事務局から説明していただいたように、現況は1枚の畑だけど、登記上は複数の筆に分かれています。現在所有者の一世代前の方の土地周辺一帯が宅地開発され、土地の入れ替え等を行ったため、登記上複数筆になっています。1枚の畑の所有を譲受人に整理するため、贈与を行うとのことです。申請地の現況は、U字溝が入った農業用排水路となっております。隣接地との境は、U字溝等で明確になっていました。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま清水委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第34号は以上です。続きまして、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。今井委員よろしくお願ひします。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、岡谷警察署から南へ約20mのところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と申請者の父が立ち会いました。申請内容について周辺関係者の了解を得ているとのことです。土地の形状変更についてですが、特に大きな変更は行わないとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 宅地申請するのに、接続道路が何m必要なのでしょうか。

後藤主任 申請にあたって先に確認されていると思いますが、今は明確なことが言えませんので確認させていただきます。

議長 事務局が確認するということによろしいでしょうか。他に何かあるでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第35号は以上です。続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は横川地区です。山田委員の説明の前に事務局から説明をよろしくお願いします。

後藤主任 事務局から最初に申請内容について説明をさせていただきます。

申請地4筆のうち、□□と■は既に資材置場及び駐車場となっており、今回土地を売買するにあたり農転許可が下りていないことが判明したとのことであります。当該申請について相談があった段階で事務局の方で、許可権者である県へ相談したところ、顛末書を付けて追認のための農地転用許可申請を合わせて行うようにとの指導があったため、既に資材置場となっている2筆については顛末書を付け申請していただきました。

顛末書及び、申請代理人からの聞き取りからは資材置場となったのは譲渡人が相続する以前からであり、当時の状況が分かる者がいないということではありましたが、周辺には申請地以外に農地はなく都市計画区域としても準工業地域となっているため、周囲に与える影響はなく、やむを得ないと考えます。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この説明に基づいて山田委員よろしくお願いします。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、国道20号を下諏訪方面に進み、出早口信号機を左折し、500mほど進んだ左側に位置します。横川公会堂手前の農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。申請地の東側は市道、北側は個人及び横川区所有の宅地、西側南側は水路となっております。それぞれ境界にはコンクリート柱が入っており、横川区との境には擁壁があり、用水路との境界も明確になっていました。本

件の土地は前所有者が平成20年5月に死亡し、妻と子の2名が3分の1ずつ相続し、その後令和5年1月に妻が死亡したことにより、現在子の2名の共有名義になっておりました。平成20年に相続した時には、既に資材置場・駐車場として使用している状態であったとのことです。今回、譲受人から今後も資材置場・駐車場として利用するため譲り受けたい、また、隣接地も同様に資材置場・駐車場として譲り受けたいとのことです。譲渡人も申請地を相続したが、近くに住んでおらず農業をすることが困難なため、譲受人に譲り渡したいとのことで許可申請したものであります。併せて経過理由書を提出しております。農地転用の許可を受けなかった経緯など、当時の状況が分かるものがないこと、また、譲渡人がそれぞれ近くに住んでおらず農業をすることが困難な状況で、譲受人の強い要請により、今回、売買契約締結の際に発覚し、申請に至りました。今後は、所有地の管理を見直すとともに、このようなことが無いよう努めるとのことです。なお、現在、資材置場と仮設事務所と物置がありますが、こちらを隣接地の畑に移転して、併せて駐車場として整備する予定であります。雨水については、浸透枳などを設置するなど宅内で処理するとのことです。以上、農地転用に関して、経過理由書により、今後このようなことが無いよう努めるとのことですので、やむを得ないとのことと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第36号は以上です。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 何かご質問等ありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年第9回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時40分】

令和7年9月30日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 今 井 久 夫

氏 名 高 林 敬 子